

水戸市テニス協会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、水戸市テニス協会と称する。

第2条 本会は、水戸市スポーツ協会の構成団体となる。

(事務所所在地)

第3条 本会は、事務所を理事長宅に置くものとする。

(目的及び事業)

第4条 本会はテニスの健全な普及と発展を期し、併せて会員相互の親睦を図ることを目的とする。

また、目的達成のため次の事業を行う。

- 1 各方面のテニス団体と相互融和連絡。
- 2 県内外における大会や会議に対する水戸市代表役員及び代表選手の決定。
- 3 水戸市民大会及びその他の大会の開催及び協力。
- 4 本会における功労者の表彰。
- 5 テニスに関する指導研究及び調査。
- 6 その他本会において必要と認める事業。

第2章 会員及び機構

(会員)

第5条 本会の会員は、正会員、賛助会員、特別会員とする。

1 正会員は、水戸市内に居住又は勤務（通学）し、年度初めに会員登録を行った者とする。

2 クラブは正会員を持って構成する。

3 賛助会員は、本会の趣旨に賛同し、援助を与える団体及び個人とする。

4 特別会員は、水戸市近郊に居住しテニスに関心を示し、発展向上の基礎となりうる者とする。

(ただし、3・4項については、常任理事会の承認を得た者とする)

第6条 会員が、次のことに該当したときは、会員の資格を失う。

本会の名誉を傷ついたり議決事項に違反し、某の理由により理事会の議を経て除名されたとき。

第3章 役員

(役員の数)

第7条 本会に、次の役員を置く。

- | | |
|-----------|-----|
| 1 名誉顧問、顧問 | 若干名 |
| 2 会長 | 1名 |
| 3 副会長 | 2名 |
| 4 理事長 | 1名 |
| 5 副理事長 | 2名 |
| 6 常任理事 | 若干名 |
| 7 理事 | 若干名 |
| 8 監査 | 2名 |
| 9 幹事 | 2名 |

(選任及び職務)

第8条 会長、副会長は、総会の決議によりこれを定める。

1 会長は、本会の会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代理する。

第9条 理事は加盟クラブ・団体・個人からの推薦とし、常任理事は理事の互選とする。

1 常任理事は、理事長を補佐し、会務を掌握する。

2 理事は、会務を審議する。

第10条 理事長及び副理事長は、常任理事の互選とする。

1 理事長及び副理事長は、会長の指示を受けて、本会の業務を統括し会務を処理する。

第11条 監査は、総会において正会員のなかから選出し、会計を監査する。

第12条 幹事は、事務を処理する。

(顧問)

第13条 本会に名誉顧問及び顧問を置き、学識経験者のなかから理事会の承認を経て、会長がこれを委嘱する。

1 顧問及び名誉顧問は、本会の重要事項について会長の諮問に応じ、会議に出席して意見を述べる事が出来る。

(役員任期)

第14条 役員任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

1 役員は、その任期が満了した場合でも、後任者の就任までその職務を行うものとする。

2 補欠により役員として選任された者の任期は、前任者の残任期間とする。

第4章 会議

(会議)

第15条 本会の会議は、総会、臨時総会、常任理事会、理事会とする。

(総会)

第 16 条 総会は、毎年度終了後 3 ヶ月以内に開催し、臨時総会は、会長が必要と認めるとき、会長が召集する。

1 総会を召集しようとするときは、原則として開催 10 日前までに、会議の目的である議案、日時、場所を記載した書面により会員に通知しなければならない。

第 17 条 総会は、次の各号に掲げる事項を議決する。

- 1 規約の変更に関する事項
- 2 事業計画に関する事項
- 3 歳入、歳出の予算に関する事項
- 4 事業報告及び決算に関する事項
- 5 その他重要な事項

第 18 条 常任理事会は、会長、副会長、理事長及び常任理事をもって構成する。

1 常任理事会は、理事会から委任された事項及び本会の重要事項を処理する。

第 19 条 理事会は、会長、副会長及び理事をもって構成する。

1 理事会は、会長が必要と認めるとき、又は理事の 3 分の 2 以上の者が会議目的である事項を示して請求のあったとき会長は遅滞なく開く。

2 会議は、定員の 2 分の 1 以上出席しなければ開催することが出来ない。

議事は、出席者の過半数のとき議長の決定による。

第 20 条 理事会は、次に掲げる事項を議決する。

- 1 諸規定の制定及び改廃
- 2 総会から委任された事項
- 3 総会に付議する事項
- 4 その他必要と認める事項

第 21 条 理事長は、理事会の議決を経た業務について専決することができる。

(会議の運営)

第 22 条 会議は、議長に会長があたり、会長事故あるときは副会長がその職務を代理する。

第 23 条 会議は、委任状を含めて構成員の 2 分の 1 以上の者が出席しなければ開催することが出来ない。ただし、同一事項について、2 回以上召集しても定員数に達しないときは、この限りではない。

第 5 章 会計

(経費とその保管)

第 24 条 本会の経費は、加盟団体の負担金、スポーツ協会補助金、寄付金及びその他の収入をもってこれにあてる。

第 25 条 本会の経費は、会長が所管する。

第 26 条 本会の毎年度の剰余金は、これを次年度に繰り越す。

(会計年度)

第 27 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日とする。

第 28 条 本会は、毎年総会前に監査による会計監査を行うものとする。

第 6 章 補則

第 29 条 会長は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し、必要な事項を定めることができる。

(付則) この規約は、昭和 44 年 4 月 1 日から施行する。

この規約は、昭和 44 年 5 月 14 日から一部改正する。

この規約は、昭和 61 年 4 月 11 日一部改正する。

この規約は、平成 31 年 4 月 27 日一部改正する。